

令和6年度スクールカウンセラー等を活用した 教職員メンタルヘルス相談事業実施要領

公立学校共済組合岡山支部

1 趣旨

組合員が職場内で抱えている悩みについて外部へ出向き相談する事は、こころの不調を抱えている者にとって大きな負担となっている場合がある。また、組合員のストレス要因として、職場の人間関係や生徒指導におけるものが多くなっている。

そのため、組合員に馴染みがあり、学校の状況に精通しているスクールカウンセラー（スクールカウンセラーに準ずる者を含む、以下「スクールカウンセラー等」とする。）を活用した相談を実施する。相談のために外部に出向くことなく、職場内で気軽にかつタイムリーに相談をすることで、ストレスに対する早期対応を図り、こころの健康づくりに役立てる。

2 相談員

組合員の所属所で勤務する次の者

- ・スクールカウンセラーとして相談を行っている者
- ・スクールカウンセラーに準ずる者として相談を行っている者

3 相談対象者

公立学校共済組合岡山支部組合員

4 実施期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

5 相談事項

職場内で抱えている教職員の人間関係や生徒対応におけるこころの悩みなどの相談
（ただし、生徒指導上のコンサルテーションは対象外とする。）

6 実施内容

相談員による1時間程度の面接相談（利用回数制限無し。）

ただし、スクールカウンセラー等としての本来の職務（児童生徒に対する心のケア等）に含まれる内容の相談及び本来の勤務時間に実施する相談については対象外とする。

7 実施場所

実施場所は、相談希望者の所属所内とする。

8 実施の流れ

- （1）組合員は所属所を通して又は直接、相談員に相談を依頼し、相談日時・場所を決定する。
- （2）組合員は組合員証と相談報告書を当日持参し相談員による相談を受ける。
- （3）相談終了後、相談員は相談報告書に必要事項を記入し共済組合へ提出する。（FAX可）
- （4）共済組合は相談員の指定口座へ相談料を支払う。

9 費用

相談を実施した場合には、相談員の請求により、次に示す費用を共済組合が支払う。組合員が負担する費用は、無料とする。

（1）相談料

1回の相談料は、県及び市町村が定めたスクールカウンセラー等の1時間あたりの報酬額と同額とする。30分以内の相談については、1回当たりの相談料の半額とする。

・県の事業の場合

スクールカウンセラー	4,980円/回
スクールカウンセラーに準ずる者	2,840円/回

・市町村の事業の場合

市町村が定めている単価

(2) 旅費

- ・相談員がスクールカウンセラー等として所属所に派遣されている日の場合は支給しない。
- ・相談員がスクールカウンセラー等として所属所に派遣されていない日に相談を実施する場合は、交通費相当額を岡山県職員等の旅費に関する条例に準じて支払う。

10 利用方法

- (1) 相談を希望する組合員は、所属所長や所属所の担当者を通して、又は直接、相談員に相談を依頼し、相談日時・場所を決定する。
- (2) 相談当日、組合員は「令和6年度スクールカウンセラー等を活用した相談報告書」(様式)と、組合員本人確認のため組合員証を持参し、相談報告書を相談員へ提出する。

11 相談報告書の提出及び相談料の支払い

- (1) 相談終了後、相談員は相談報告書に必要事項を記入し、共済組合へ提出する。
(提出方法は、FAX等も可とする。)
- (2) 相談報告書受理後、共済組合が相談員の指定口座へ相談料を支払う。

12 実施の流れ図

